

【重要】口座の売買・譲渡・譲受・貸借は**犯罪**です

2025 年 12 月 1 日

■犯罪者として逮捕・報道される可能性があります

銀行口座を売る側・買う側、譲渡する側、譲り受ける側、貸す側、借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります（有償・無償を問いません）。

また、被害者の方から民事上の訴えを起こされる可能性もあります。

■罰金・拘禁刑が科されることがあります

犯罪収益移転防止法により 1 年以下の拘禁刑、100 万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

■あなたの預金口座があなたの名義のまま犯罪に悪用されます

売買・譲渡・譲受・貸借した預金口座は、犯罪グループにより振り込め詐欺などの特殊詐欺やヤミ金、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、身に覚えのない犯罪の当事者となる危険性があります。

■銀行口座を利用・作成できなくなります

口座を売買・譲渡・譲受・貸借した人のリストは全国の金融機関で共有されます。

お持ちの口座が凍結されるだけでなく、他の金融機関でも口座の開設や利用ができなくなる恐れがあります。

■ID・ログインパスワード等の管理は厳正に

ログインID・パスワード・認証コード等を第三者に伝えることは口座の譲渡と同じ行為です。他人に聞かれても絶対に教えてはいけません。

■当行はためらわず警察に通報します

徳島大正銀行の口座が売買・譲渡・譲受・貸借されたことが判明した場合には、お客さまに通知することなく、各種預金規程に基づきお取引を制限するとともに、ためらわず警察に通報し、捜査に全面的に協力します。

預金口座の売買等の他にも、振り込まれたお金を指定された口座に振り込むことで報酬を得るなどの「**闇バイト**」には**絶対に応じないでください**。犯罪に加担することになり、軽い気持ちで行ったことでも今後の人生に大きな影響を与える可能性があります。

※正当な理由なく、下記の行為を行った場合は罪に問われる可能性があります。

自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り渡す行為	犯罪収益移転防止法違反 1年以下の拘禁刑 100万円以下の罰金
自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り受ける行為	
インターネットバンキングのログインID・パスワードの情報を譲り渡す行為	
インターネットバンキングのログインID・パスワードの情報を譲り受ける行為	
他人に譲り渡す目的で口座を開設する行為	詐欺罪 10年以下の拘禁刑
他人・架空名義の口座を開設する行為	
他人名義の口座からATMで現金を引き出す行為	窃盗罪 10年以下の拘禁刑 50万円以下の罰金

手軽に
高収入バイト？
**口座を
作るだけで**
こんなに**お金が
もらえるの？**

もう使っていないし…
この**口座、
欲しい人に**
貸していいかな

それ、

犯罪 です！

口座を売ったり貸したりすると 罪になります！

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込み詐欺など）や、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。

他の金融機関でも**口座の開設や利用が
できなくなる場合があります**



不安だな、と感じたら…
金融機関または警察までご相談ください






特捜部対策ページ
で詳細をチェック！

